

## 宇佐市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

平成 28 年 3 月 29 日  
宇佐市告示第 77 号

改正 平成 28 年 4 月 28 日宇佐市告示第 131 号  
平成 31 年 3 月 15 日宇佐市告示第 40 号  
令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号  
令和 6 年 8 月 9 日宇佐市告示第 288 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する宇佐市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、大分県公安委員会にすべての運転免許の取り消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 30 条の 9 第 4 項の規定により交付される通知書をいう。
- (4) 交通用具 電動アシスト自転車、電動車椅子（シニアカー）等の移動手段として使用するに当たり、運転免許を使用しない乗り物をいう。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている満 70 歳以上の者で、運転免許証を自主返納した者とする。

(支援の内容)

第 4 条 支援事業の内容は、別表に掲げるものとする。

- 2 対象者は、別表に掲げる支援事業の内、いずれか 1 つを選択し、支援の申請を行うことができる。
- 3 前項の支援の申請は、対象者 1 名につき 1 回限りとする。

(支援の申請)

第 5 条 前条の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」と

いう。)に、取消通知書の写し及び取り消しとなった運転免許証の写し又は、年齢の確認ができるものの写しを添付して市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、運転免許を自主返納した日から 90 日以内に行わなければならない。
- 3 前2項の申請において、申請者が病気その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、当該代理人は第1項に規定する申請書類に加え、委任状(様式第2号)及び代理人本人の公的身分証明書の写し等を市に提示又は提出し、市は代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 4 別表中、交通用具購入奨励金の交付に係る支援の申請にあつては、前項に規定する代理人による申請は認めないものとする。

(支援の決定及び実施)

第6条 市長は、前条の規定により申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、宇佐市高齢者運転免許証自主返納支援事業交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の通知を受けた者に対し、その決定内容に基づき、別表に規定する交付金額等を交付する。(交通用具購入奨励金の交付の決定を受けた者を除く。)
- 3 前項の交付を受けた者は、受領書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 4 交通用具奨励金の交付を受けようとする者は、請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年4月28日告示第131号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正前の宇佐市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第4条の規定により交付した、同条第1項各号に規定する回数券(以下「交付済み回数券」という。)は、当分の間、市長に申し出てこの告示による改正後の宇佐市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第4条に規定する回数券と交換することができる。この場合において、交換する回数券の額は、交付済み回数券の残額を上限とする。

附 則（平成 31 年 3 月 15 日告示第 40 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 9 日宇佐市告示第 288 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

支援事業の内容	交付金額等
大分県バス会社共通回数券の交付	10,000円相当の範囲内において回数券を交付する。
宇佐市コミュニティバス回数券の交付	
宇佐市内タクシー・コミュニティバス共通回数券の交付	
交通用具購入奨励金の交付	10,000円を交付する。ただし、交通用具の購入金額（消費税及び地方消費税を含む。）が10,000円に満たない場合は、その購入金額とする。